

前を向いて歩くための人生相談 回答者 小山明子さん、久田 恵さん

ゆうゆう

50代からがおもしろい!

YouYou

創刊12周年 お楽しみ企画
第4回「私の挑戦」大賞募集
ゆうゆうモデルオーディション
アクティブシニア セミナー開催

秋の特大号

2013 10月号 OCTOBER

ゆうゆうインタビュー
市原悦子さん

【宿泊体験レポーター募集】

心と体が潤う湯宿

綴じ込み付録

心の棚おろしに
「写経入門」
なぞれるシート &
お手本シート付き

近藤 誠さん
「がんを宣告されたとき」

自分でできる、
おしゃれネイル

新米レシピ

音楽の力

好評連載中

澤地久枝の「会いたいひと」
第九回 C.W.ニコルさん

生きる力が湧いた「わが心の旅」
和泉雅子さん 正司歌江さん
比叡山の旅

ガーデニング &
家庭菜園の愉しみ
ベニシアさん

特集

初めてを楽しむ、小さな一歩を踏み出す

50代からの生き方磨き

倍賞千恵子さん 仲代達矢さん キャシー中島さん

50代からのファッションを考える

私のおしゃれルール

水キムチで健康に! 白澤卓二さん

終の住み処の探し方〜リフォーム編〜

期間限定
キャンペーン



「年間定期購読」を
お申し込みいただくと
ゆうゆう手帳
+
「広がるトートバッグ」
または
図書カード500円分
プレゼント

これからの時間を困らずに生き抜くための

お金の講座

第31回

執筆/北村庄吾 社会保険労務士・行政書士・ファイナンシャルプランナー

高齢になった親を助けてあげないと、という場面。私も最近経験しました。そもそも、どのような対応方法があるのか。今回は、親が弱る前にやっておきたいことや、いざというときの制度を利用すればいいのかなどを整理してみました。

今月のテーマ
親が弱る前に、
やっておきたいこと

いざというときに慌てないですむように
制度の特徴を知っておきましょう

「財産管理委任契約」は信頼できる子どもなど

多くの人は高齢になると身体機能が低下します。銀行や郵便局でのお金の引き出しや、家賃や光熱費などの支払いに支障を来したり、介護認定の申請手続き、病气やけがでの入院手続きなどが自分ではできなくなることもあります。

子どもと同居していたり、近くに信頼できる親族がいるような場合でも、定期預金の解約や多額の振り込みなどは本人しかできない場合も多くあります。法的行為や手続きなどを代わりに行うには、原則として委任状と本人確認などの手続きが必要とされることが多いのです。子どもだから、妻だからといって、親や夫の貯蓄を勝手に引き出したり、土地家屋などの売却といった法律行為を名義人の代わりに行うことはできないわけです。

そこで、「財産管理（包括）委任契約」（※以下「委任契約」と略す）や「任意後見制度」「法定後見制度」を使うと、名義人の代わりに法律行

為や手続きなどを行えるようになります。仕組みをしっかり理解して有効に活用しましょう。

まず、「委任契約」から説明します。目や手が不自由になったり寝たきりになってしまったり、一つひとつの依頼事に対して委任状が作れない状態。このようなケースで有効なのが財産管理などの「委任契約」です。この契約は、財産管理やその他の生活上の事務の全部または一部について、代理権を与える人を選び、管理内容を決めて委任するものです。

メリットとしては、財産管理の内容や開始時期などを、本人と委任する人との契約で自由に決めることができること。デメリットとしては、委任契約は信頼関係に基づくため、委任を受けた人が使い込んでしまっても、それをチェックする機能がな

いことです。信頼できる子どもなどに、委任契約を使って財産管理を任せるのはよいと思います。また、委任契約を公正証書にしておく、金融機関での手続きなどがスムーズに行えるでしょう。

「任意後見制度」は認知症が進んでしまいう前に

次に説明するのが「任意後見制度」です。「後見制度」とは、判断能力の不十分な人（認知症を発生した高齢者、知的障害者、精神障害者など）を保護し、その人が最後まで自分らしく生きていくことを支援する制度です。後見制度のうち任意後見契約は、まだ判断能力が十分な人、または衰えたとしても程度が軽く、自分で後見人を選ぶ能力をもっている人が利用します。

今は元気で何でも自分で決められる人でも、将来は認知症が進む可能性はゼロではありません。元氣なうちに公証役場で任意後見契約を結んでおくと、認知症の症状が少し出てきたような段階で家庭裁判所に申し立てをすると、任意後見監督人（本人が選んだ任意後見人がきちんと仕事をしているかをチェックする人）の選任をしてもらうことができます。申し立てができる方は法律で決まっており、本人以外でも一定の親族や任意後見人となる予定の方でも可能

です。また、任意後見契約は、先述の財産管理（包括）委任契約と同時にを行うと有効です。

つまり、体力が衰えてきたような場合には先述した「委任契約」を活用し、認知症などで自己判断が難しくなってきたような場合には任意後見監督人の監督の下で、財産管理などを任意後見人に任せるといった流れになります。

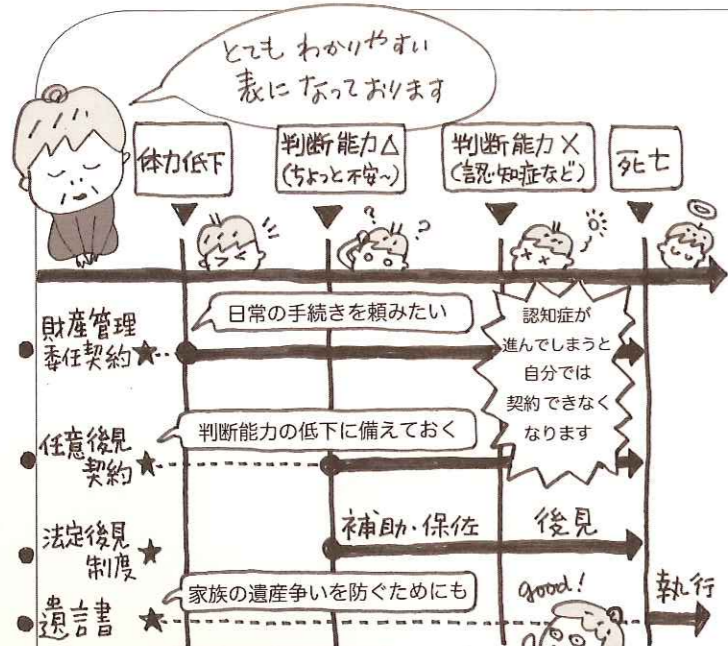
任意後見契約においては任意後見人を誰にするか、どこまでの後見事務を委任するかは話し合いで自由に決めることができます。

メリットは、契約内容が登記されるために、任意後見人の地位が公的

に証明されること。デメリットは、後見監督人が選任されてから任意後見人がスタートするため、財産管理ができないことです（任意後見は将来に備えるための制度なので、判断能力が十分にあるうちはご自身で行うこととなります）。そこで、認知症の症状が出てくる前の段階で、財産管理の委任契約とセットで行うのが安心というわけです。

任意後見契約は、後述の「法定後見」と異なり、本人が行った重要な契約に関する「取消権」（たとえば、悪徳な訪問販売などで羽毛布団など本来不要なものを買ってしまったというこ

う場合、その「買った」というこ



各制度の手続き方法

- 財産管理委任契約**
任意後見契約と一緒に公証役場で締結することが多い。
- 任意後見契約**
公証役場で任意後見契約を「公正証書」で締結する。判断能力が不十分になったら家庭裁判所に後見監督人の選任申し立てをする。
- 法定後見制度**
家庭裁判所に申し立てる。

とを取り消すことができる権利）がありません。認知症の人が高額商品を購入したような場合には少し厄介なことになりますので、任意後見契約を締結する際には将来起こり得る被害に対応できるような契約をしておくことが重要です。

最後に「法定後見制度」を説明します。法定後見制度は、認知症や精神上的障害（知的障害、精神障害など）によって判断能力が不十分な人を保護する制度で、日常的に自分で判断して法律行為ができない場合に使います。

この制度は、配偶者や親族（4親等内）が家庭裁判所に申し立てをすることによって利用でき、申し立てから1〜3カ月くらいで裁判所の審判が下ります。家庭裁判所から選任された「成年後見人」は本人の財産に関するすべての法律行為（施設利用料や入院費の支払い、入所契約、診療契約の締結など）を本人に代わって行えます。また、成年後見人には身上監護もしてもらいます。

「後見」の場合は、日常生活に関する以外すべての法律行為について「代理権（本人に代わって契約な

どの行為を成年後見人等がする権限）が与えられますが、「保佐」や「補助」の場合は、何に対して代理権を与えるのかを状況に応じて決めることができます。また、成年後見人または本人は、取消権があるので、本人が自ら行った法律行為に関しては日常行為に関するものを除いて取り消せます。これが、前述の任意後見との違いです。

成年後見人はその仕事を家庭裁判所に報告して家庭裁判所の監督を受けることとなります。近年、後見制度を悪用して、財産を不当に着服するようなケースも増えてきているため、家庭裁判所のチェックも厳しくなっています。

親が弱ってしまう前に、こういった制度を知り、どのような場合に何を選ぶかなどを考え、話し合っておくと、いざというときに安心なのではないでしょうか。

きたむら・しょうご
●1961年生まれ。中央
熊本県出身。中央
大学法学部卒業。中央
社会保険労務士、ファイ
ナンシャルプランナー。
91年に弁護士、社会保険
労務士など国家資格者の総合事務所
「Brain」を設立。現在、日本最大の社会
保険労務士ネットワーク（PSR）を主宰。
「年金博士」として知られ、テレビ出演も
多い。「できる社員を演ずるタコ社長」「給
与明細で騙されるな」など著書多数。